

平成 3 1 年度事業計画

瀬戸内海関係地域（以下「瀬戸内海」という。）の環境保全や再生を図り、住みよい環境を確保するため、県及び市町関係団体並びに事業場が一体となって、効果的かつ円滑な事業を推進する。

特に、「みんなの環境みんなが主役」をスローガンに、広く県民に呼びかけ、県民一人一人の実践活動がより活性化するよう推進する。

1 思想の普及、意識の高揚

広報資料等の作成や配布をはじめとした各種啓発事業を実施する。

(1) 実践活動の推進

会員はもとより、幅広く県民に実践活動への参加を呼びかける。

ア 瀬戸内海環境保全月間（6月）

地区の清掃活動や河川・海岸の清掃活動を強力に推進する。

イ 河川・海岸愛護月間（7月）・海の月間（7月）

河川・海岸の一斉清掃などを強力に推進する。

ウ 環境衛生週間（9月24日～10月1日）

浄化槽の維持管理に関する啓発、指導等を実施する。

エ 年間を通じた活動

次の活動を促進する。

○ 家庭・・・溜桝、下水路等の清掃

○ 事業場・・・排水処理施設等の点検、整備、排水路及び下水路の清掃

(2) 標語・川柳等の募集

河川、海域の環境保全に係る標語・川柳等を募集し、水質浄化意識の高揚を図る。

(3) 広報活動

環境保全に関する資料を報道機関に提供し、広報活動を活発に行う。

特に、「瀬戸内海環境保全月間」中は、重点的にテレビスポット放送、懸垂幕等による普及啓発を図るとともに、河川や海域の清掃等実践活動への参加を広く呼びかける。

(4) 普及啓発資料の作成、配布

ア 環境保全に係る各種資料を作成し、会員、各種団体及び学校等に配布する。

イ 募集した標語・川柳等を各種啓発資料のスローガンとして活用する。

ウ 啓発用テキストを作成し、研修会等で活用する。

(5) 各種行事への参加

各種関連行事に参加し、環境保全に関する普及啓発を図る。

2 情報の収集、提供

(1) 会報の発行

会報「みずべ山口」を発行し、会員の活動内容、実施状況のほか、視聴覚資料等の情報を会員等に周知する。

(2) 環境保全等に関する資料の配布

ア (公社)瀬戸内海環境保全協会が作成のポスターを会員等に配布する。

イ 国、各県、各種団体が発行する資料等を会員等に配布する。

(3) ホームページによる情報提供

URL <http://www.yama-setokyo.jp>

(4) 環境保全に関する研修会等の案内

国、各県、各種団体が開催する環境保全に関する研修会等を会員に案内する。

3 表 彰

瀬戸内海において、瀬戸内海環境保全・再生に特に顕著な功績があった者（団体を含む。）に対し、その功績をたたえる表彰を行う。

4 研修会等の開催

会員や地域指導者の環境保全・再生に関する意識の高揚を図るため、研修会等を開催する。

(1) 講演会

ア 総会時に特別講演を開催

イ 水質保全を中心とした専門的な「水質保全研修会」

ウ 県との共催による「ふるさとの川セミナー」

エ やまぐちエコ市場との共催による「環境法令等セミナー」

(2) 「水（海）辺の教室」の後援

子供たちが身近な水辺に親しみ、自然と人間とのかかわり合いを通じて環境保護の大切さを実感し、環境保全に対する関心を高めるため、市町等が開催する「水（海）辺の教室」を後援する。

5 会議の開催

本会の各事業を円滑に推進するため、次の会議を開催する。

- 総 会 1 回
- 理 事 会 1 回
- 事務担当国会議 1 回

6 事業協力

(公社) 瀬戸内海環境保全協会の事業に協力する。